鴨川市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年 11 月 20日

鴨川市長　佐々木久之

鴨川市規則第 46 号

鴨川市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 18 年鴨川市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第８条第３号中「及び住所」を削る。

別記第１号様式中

「

年　　月　　日

を

鴨川市長　　印

」

「

に、

鴨川市長　　印

」

「介護保険事業者番号」を「介護保険事業所番号」に改める。

別記第２号様式及び別記第３号様式中「指定（許可）事業者番号」を「介護保険事業所番号」に改める。

別記第４号様式中

「

年　　月　　日

を

鴨川市長　　印

」

「

に、

鴨川市長　　印

」

「介護保険事業者番号」を「介護保険事業所番号」に改める。

別記第５号様式中「指定（許可）事業者番号」を「介護保険事業所番号」に改める。

別記第６号様式中「指定事業者番号」を「介護保険事業所番号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。